

# 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

(平成一六年一月二五日法律第一四三号)

## 一、提案理由(平成一六年一月二九日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国とメキシコ合衆国との間において、包括的な経済上の連携を推進し、両国間の貿易及び投資の一層の拡大を目指すため、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定が本年九月に署名されました。この協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国へ輸出しようとする物品が特惠関税の適用を受ける際に必要となる原産地証明書について、その発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、メキシコ合衆国への輸出品が協定に基づく特惠関税の適用を受けられるものであることを証明する特定原産地証明書について、その発給等の手続を定めます。

第二に、経済産業大臣は、特定原産地証明書の発給の事務をその指定する発給機関に行わせることができることとし、その指定に関する手続を定めるとともに、事務の改善命令など、指定発給機関に対する監督に関する規定を整備いたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成一六年一月九日)

河上覃雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る十月二十九日本案に関し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月五日質疑を行い、同日質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院経済産業委員長報告(平成一六年一月一七日)

佐藤昭郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品が特惠関税の適用を

受ける際に必要となる特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定原産地証明書発給制度の意義、EPAによる産業構造変化の将来像、本協定が我が国経済に及ぼす影響、東アジアにおける我が国のFTA・EPA戦略の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。